

2019年9月17日

国土交通省大臣 赤羽一嘉 様
国土交通省九州地方整備局長 村山一弥 様
熊本県知事 蒲島郁夫 様

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表 中島 康
連絡先 熊本市西区島崎4丁目5-13 電話 090-2505-3880

球磨川治水対策協議会での検討内容等に関する要請書

2008年9月、蒲島知事が川辺川ダム建設反対を表明して11年が経過しました。ダム中止後の治水対策を考える球磨川治水対策協議会で、川辺川ダムの治水代替案が今も決まらないことについて、「川辺川ダムがやはり必要だ」との県議の発言も聞かれるようになりました。しかし、治水代替案が決まらない理由は、同協議会が、長期的な水系の整備方針である河川整備基本方針の目標流量（人吉地点毎秒7000トン）クラスの過大な治水対策を実質上検討している点にあります。

球磨川では、当面（概ね20～30年の間）の具体的な河川整備の内容等を定める河川整備計画が策定されていません。しかし、2009年の「ダムによらない治水を検討する場」の設置以降、概ね20～30年の間に整備することは到底不可能だと考えられる過大な治水対策案が検討されてきました。その中には、人吉市の市街地を100mも川幅を拓げる「引き堤」案や、川辺川の川幅を200～250mも拓げる「引き堤」案も含まれています。その内容は住民には伝えられず、またそのような規模の治水対策を20～30年の間に整備することは到底不可能です。

県内の白川では、河川整備基本方針の目標流量（毎秒3400トン）に対し、河川整備計画（20～30年程度の整備目標）の目標流量は毎秒2300トンです。もし、白川で河川整備基本方針クラスの河川改修を実施するならば、熊本市中心部の白川の流下能力を現状より1.5倍程度高める必要があります。単純に計算すると熊本市中心部の白川を1.5倍程度（50m程度）、現状よりもさらに拓げる必要があります。そのような過大な治水対策は、現実的には到底不可能ですが、球磨川ではそのような過大な治水対策案の検討が10年間にわたり、延々と続けられてきたのです。これでは、決まるものも決まりません。

これまで同協議会では、「人吉は3年に一度は堤防が決壊する」ことを前提とした治水対策案が検討されてきました。しかし、人吉市内で堤防が決壊したことはなく、過去最大の毎秒5400トンが流下した1982年7月洪水も堤防を越えることはありませんでした。にもかかわらず、国交省は同協議会で、人吉で川幅を100m拓げる大規模な川の拓幅案でも水害に対処できないとし、今後他の方法と組み合わせた治水代替案を検討するとしています。

報道によると、同協議会の第9回会合が6月7日に人吉市であり、国交省は球磨川を6区間に分けて複数の対策を組み合わせる10案を提示しました。相変わらず開催は住民に伝えられず、今回は傍聴さえできませんでした。国交省は「開催日時は記者発表をしている」との言い分ですが、記者発表したからと言って記事になるものではなく、住民が毎日、国交省のホームページ（記者発表資料）をチェックすることなど不可能です。

国交省のホームページに掲載された第9回会合の資料を見ると、人吉市は100mの「引き堤」、球磨川川辺川の上流部は大規模な「河道掘削」をするなど複数の対策を組み合わせる案を提示しています。しかしそれら10の組み合わせ案は、いずれも実質上、河川整備基本方針クラスの過大な洪水を前提とした過大な治水対策案です。例えば相良村役場前の夫婦橋は、現状70mの

川幅を左岸側の台地を 180m も掘削して川幅を広げ、川幅を 250m とし、夫婦橋も 250m の橋にかけ替えることになっています。そのような過大な治水対策案を住民は望んでいないし、容認できるものではありません。

国交省と熊本県は、「ダムによらない治水を検討する」という原点に立ち返り、概ね 20～30 年の間に整備できる現実的なダムなしの治水対策案を検討すべきです。

国交省は平成 19 年に開催した「くまがわ・明日の川づくり報告会」以降 12 年間、球磨川の治水に関する住民への説明会を一切開こうとはしません。国交省がこれから進めようとしている治水対策案を、地元住民は誰も知らないし、知ることさえできません。河川管理者が地元への説明責任を果たしているとは到底言えません。そこで、下記 5 点について強く要請します。

記

1. 球磨川治水対策協議会では、河川法に基づいた当面（概ね 20～30 年の間）のダムなしの治水対策案を検討すること。
2. 球磨川治水対策協議会に、住民団体のメンバーを入れること。
3. 球磨川治水対策協議会がこれまでに検討してきた治水対策案について、地元住民を対象とした説明会を早急を実施すること。開催場所は、国交省が平成 19 年に開催した「くまがわ・明日の川づくり報告会」（河川整備基本計画の説明会）を開催した 53 会場とすること。その際、住民が十分理解できるように、分かりやすく簡潔に説明すること。
4. これまで住民が提出してきた要請書、意見書などに対し、国交省や熊本県の見解を住民が十分理解できるように、分かりやすく簡潔に説明すること。
5. 球磨川治水対策協議会の開催（日時、場所等）を、少なくとも 10 日前に、もしくは流域市町村に連絡すると同時に、これまで要請書や意見書等を提出した実績のある住民団体に直接知らせること。

以上